

※公務員は、労基法33条3項により「公務のために臨時の必要がある場合」は、36協定なしでも超勤を命ずることができるされていますが、実際は恒常業務でもこの規定が乱用されています。(中面参照)

Tel.03-5978-3580 Fax.03-5978-3588
URL <http://www.jichiroren.or.jp>
E-mail info@jichiroren.or.jp